

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

(1) センター掛金について（年額）

| 摘要 | 共済掛金 | 負担額の内訳 | | |
|------------|------|--------|------|------|
| | | 設置者（市） | 国 | 保護者 |
| 小・中学校児童・生徒 | 935円 | 475円 | 0円 | 460円 |
| 要保護児童・生徒 | 55円 | 45円 | 10円 | 0円 |
| 準要保護児童・生徒 | 935円 | 360円 | 230円 | 345円 |

*なお、センターに一度加入しておきますと、年度途中で転校されても、転校先で、その年度分の掛金を新たに支払う必要はありません。

(2) 子どもの医療費助成制度との関係について

学校管理下で発生したけが等(災害)の医療費については、センターの災害共済給付制度（箕面市補填救済金給付制度）が優先されますので、子どもの医療費助成制度は利用しないでください。

医療機関に『子どもの医療証』を提示しないよう、ご注意願います！

重度障害者医療費、ひとり親家庭医療費助成制度においても同様です。

ご不明な点につきましては、以下までお問い合わせください。

*子どもの医療費助成制度について

箕面市役所 市民部 介護医療課 TEL：072-724-6733

*センターについて

箕面市教育委員会事務局 学校教育部 児童生徒指導課 TEL：072-724-6752

(3) 給付申請について

センターへ給付申請を行う際は、「医療等の状況」「振込依頼書」「領収書のコピー」等の提出が必要です。各種書類につきましては、在籍している学校からお受け取りください。

*なお、令和9年1月から、センターへの申請方法が紙による申請から電子申請へと変更になる予定です。制度が定まり次第、改めて皆さまに申請方法について周知いたします。

(4) 給付内容 (概要)

| 災害の種類 | 災害の範囲 | 給付金額 |
|-------|---|---|
| 負傷 | 学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上(窓口で支払う額が1,500円以上)のもの。 | 医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分)。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担分(所得区分により限度額が定められている)に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額。また、入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額。 |
| 疾病 | 学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの。 ・給食等による中毒・ガス等による中毒・溺水 ・熱中症・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病 | |
| 障害 | 学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により第1級から第14級に区分される。 | 障害見舞金 ・4,000万～88万円〔通学中の災害の場合2,000万円～44万円〕 |
| 死亡 | 学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡。 | 死亡見舞金 3,000万円〔通学中の場合1,500万円〕 |
| | 突然死 学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの。 | 死亡見舞金 3,000万円〔通学中の場合1,500万円〕 |
| | 突然死 学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの。 | 死亡見舞金 1,500万円〔通学中の場合も同額〕 |

1. センターが給付する医療費は、医療保険(健康保険、国民健康保険など)の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。

上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。

※選定療養費等の医療保険適応外の費用については給付は行われません。

2. 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価格の限度において、給付を行わない場合があります。

3. 同一災害の負傷または疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。

4. 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないと、時効により請求権がなくなります。

5. 給付金の決定について、このことを知った日から60日以内であれば、不服審査請求ができます。

6. 他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた限度において、給付を行わない場合があります。

7. 生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童生徒等に係る災害については、医療費給付は行われません。

8. センター法等の改正に伴い、一部変更される場合があります。